

令和6年度 第2回浅川公民館運営審議会 開催概要

- 1 日 時 令和7年3月11日(火) 午前10時から11時30分まで
- 2 場 所 浅川公民館 2階 学習室
- 3 出席者 委 員 8名 内山まどか委員、鶴田修委員、瀧澤文子委員、杉森京子委員
小山義直委員、宮澤さと子委員、村松光委員、永井良枝委員
事務局 2名 館長 宮下春夫、係長 丸山直美
欠席者 1名 なし
- 4 審議事項
 - (1) 令和6年度 浅川公民館事業報告について
—事務局から説明—
 - (2) 令和7年度 浅川公民館事業計画について
—事務局から説明—
 - (3) 夜間・休日の料理室使用制限について
—事務局から説明—
 - (4) その他
特になし
- 5 その他
特になし

質疑・意見等

- 1 事業報告・事業計画の成人学校について
 - ＜委員＞ 成人学校2講座の参加者はリピーターと新規どちらが多いのか。
 - ＜事務局＞ R6年度の新規加入者数、太極拳5人、囲碁1人である。
 - ＜委員＞ 2講座とも何年か経過しているのでサークル化して、新規の成人学校講座を計画する予定はないのかお聞きしたい。受講したくても2講座だけなので、魅力ある講座がない。講座受講の際に記入するアンケートに今後の希望講座を記入する欄があるので、それを参考に新規講座開設の検討はできないか。
 - ＜館長＞ 成人学校は、1年間継続して受講することによって習得することを目的としているが、原則として申込者10人以上に達しないと開設することができない。当公民館では、単発講座を実施しても思うほど参加者が集まらない状況である。特にどの講座も中山間地域からの受講者が少ない。毎年人気のある単発講座は健康に関するものだけであり、貸館も複数の太極拳サークルが定期的に使用している。かつては数種類の成人学校を開設していたが、現在は年間を通して10人以上受講者が集まるような講座を新規で計画することが困難な状況である。また、成人学校は単発講座とは違い、年間24,000円(8,000×3学期)の受講料がかかることも、成人学校申込が少ない要因であると考えます。

- <係長> 単発の講座については、今後も講座受講者のアンケート結果を参考にして新規の講座を計画していきます。
- <委員> 現在利用している層は受講者アンケートで傾向がわかるが、公民館を利用していない層が何を求めているのかは、他の方法でアンケートを実施しないとわからないのでその点も含めて考えてほしい。

2 夜間・休日の料理室使用制限について

- <委員> 施設管理上の問題があることはわかるが、行政側の都合だけで制限することはやめてほしい。これは他の市有施設にもいえることである。ちなみに平日の利用件数はどの程度か。
- <係長> 月に数件である。
- <委員> 休日に使用する件数が一定以上あるということは、それだけ需要があるためであり、使用制限すると何のためにこの施設があるのかわからない。
- <係長> 火災、事故などの他にも気になっている点がある。料理室は特に清潔である必要があるが、中には使用後の片付けが雑になっているケースが見受けられる。平日の日中は使用後に職員がチェックしているが、夜間や休日にはできない。週末に使用した場合、きれいに清掃されていない状況で次の予約があると、次に使用する利用者が不快になることも考えられる。こういったことも含めて、今回使用制限をしたいと思っている。
- <委員> すべての利用者に制限するのではなく、使用方法がよくなかった団体は今後使用させないようにすればよい。
- <委員> 平日の日中に使用した場合は、毎回料理室使用後に職員にその場でチェックしてもらっているが、確かに休日使用の際に水が溜まっていたことがある。使用方法について事前に説明はしているのか。
- <係長> 説明はしている。特に、初めて使用する団体には職員が細かい部分まで念入りに説明しているが、守られていないケースが散見される。
- <委員> 代表者から他の人に周知されないというのはよくあることだ。
- <委員> どんな団体が使用しているのか。
- <係長> 主に子ども関連の団体である。
- <委員> 現在使用している団体の承諾は得ているのか。
- <係長> 最近施設使用した団体には、館長から代表者に話をしており、団体側から特に意見は出ていないので、了承されていると思う。
- <委員> 近隣の公民館の状況はどうか。
- <館長> 不許可にしている館と、当公民館の様に許可している館があるが、該当館の館長は、今後は制限をかける方向で進めたいということだった。
- <委員> 休日の使用不許可にすると、現在使用している団体の受け皿になる施設が他にあるのかが気になる。
- <委員> 休日はすべて許可するのではなく1団体に限定した予約にすれば、仮に汚れた部分が残っていたとしても、次に使用する団体が不快な思いをすることもないし、使用方法が良くない団体を特定できる。
- <委員> 施設管理上の問題という理由はそのとおりであるし、学校であれば使用の都度確認、指導できるが、公民館の休日利用だと確かにそれができない。一方で子ども達は、休日に学校以外の場での活動を楽しみにしていると聞いており、その活動は今後も継続してほしいと思う。
- <委員> 室内の注意事項は、子どもでもわかるような表示にしてほしい。
- <係長> 休日は一部制限をかけて許可する方向だとして、夜間は利用もほとんど

なく、安全管理上の面も含めて使用不許可としたいが、その点はどうか。

<委員> 夜間は利用も少ないし、安全面でも不許可でよいと思う。他の委員からの異議はなさそうだが、多数決で意見を伺ってはどうか。

多数決の結果、8人全員一致で、夜間は料理室の貸館不許可でよいという結果となった。

<係長> 令和7年5月1日からは、休日の料理室利用は1団体に限定するが許可し、夜間は不許可とする。調理室の使用についての説明文を作成し、貸館許可の際にその都度説明して誓約していただく。使用方法が良くなかった団体はその後の利用停止するように事務手続きを進めたいと思うがどうか。

事務局からの修正案に8人全員一致という結果となった。